

東京新聞夕刊「文化欄」担当各位様、  
東京新聞編集部様、

6月22付夕刊5面文化欄、内田雅敏氏の記事「花岡和解から西松和解へ」について一言申し上げます。わたくしは坪田典子と申します。大学で教員をしており日本の加害責任を研究課題としている者で、日本の加害認識に関する貴新聞の記事に日ごろより敬意を表している者です。

このたび、内田雅敏氏の記事「花岡和解から西松和解へ」を拝読いたしました。内田氏は花岡「和解」および西松安野「和解」に原告代理人弁護士として直接関わられた方として存じ上げています。しかし、当該記事は、事実が巧みにカムフラージュされており、読者に誤った事実を提供することにつながり、危惧しております。

たとえば、当該記事2段目に、「～1990年7月5日の共同発表を再確認している。」とありますが、実際の和解条項(2000.11.29)には、「共同発表を再確認する」の後に、「但し書」\*が付加されています。そして、そのことによって、最初に提示された「和解」の内容(2000.4.21)が実質的に変化してきています。それゆえ、裁判を闘っていた原告代表の耿諄氏\*を含む3人の原告(一人は和解直前の死亡により遺族が意思を継承)が、和解の受け入れを拒否しています。他にも和解受け入れを拒否している遺族がいます。内田弁護士は、自身がその代理人であったにもかかわらず、和解を拒否する原告や遺族が説明を求めても、和解後10年の今日に至るまで、一切応えることなく、「和解」拒否者たちは無視されている状態です。

また、上記引用に続く、「和解案を受け入れることを決めたとき～」とありますが、このとき原告側が受け入れたのは、2000年4月21日に東京高裁によって提示された「和解勧告書」で、これには上述の「但し書」はありませんでした。原告側が受け入れたのは、「但し書」が付加される前の文面です。そして、内田氏が引用している楊さんが喜んだという記述もまた、2000年4月の時点のことです。

2000年11月29日に、画期的とされて成立した花岡「和解」が、実はどのような内容で、原告被害者の意思がどのように無視された形で成立したものであったのかを、貴紙におかれましては、きちんと検証する必要があるのではないのでしょうか。

どうぞ、この困難な時代に、鋭く事実を見抜く目と深い洞察を持って、歴史認識に対処されますよう、貴紙の良心に期待しております。私事ですが、過日、花岡「和解」をテーマに研究報告した報告原稿をお送りさせていただきたいと思っております。花岡「和解」の理解への参考にしていただければと思います。なお、花岡「和解」に関する基本資料は下記をご参照ください。<http://www.jca.apc.org/~hanaoka/>

未筆ながら、貴社の今後のご発展を心より祈念いたしております。

注)\*「但し書」：2000年11月29日に発表された「和解条項」第一項に付加されたもので、第一項は以下のようになっています。「当事者双方は、平成二年七月五日の「共同発表」を再確認する。ただし、被控訴人は右「共同発表」は被控訴人の法的責任を認める趣旨のものではない旨主張し、控訴人らはこれを了解した。」この「ただし」以下を「但し書」と呼んでいます。

注)\*耿諄(コウ・ジュン)氏:耿諄氏は1945年6月30日の花岡蜂起のリーダーでもあり、80年代後半から、加害企業鹿島建設に対して、人間としての尊厳を求め、事実を認めて法的責任を認知し、謝罪を要求する闘いの中心人物でした。現在、ご健在です。

坪田 典子